

# 農業法人の設立

新訂版



全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

## はじめに

経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、産業並みの就業条件の整備による就業機会の拡大など「農業」が魅力ある職業となるための基礎的条件が整備されることから農業経営の法人化が進展しています。

令和7年3月に「地域計画」が全国の市町村・農業委員会で約2万近く策定され、人手不足の地域では特に「地域内の農業を担う者」として期待される農業法人も増えると考えられます。

本書は農業法人、とくに農業生産法人の設立に向けた実務書として平成11年12月に初版を刊行しました。その後、農地法や農業経営基盤強化促進法等の改正、会社法の施行などに伴い内容を見直し、平成24年8月の新訂「農業法人の設立」刊行後も改訂を重ね、農地所有適格法人の要件と法人形態の選択、会社法人と組合法人の比較、法人の設立手続き、農業法人の税・資金と労務対策などを解説した実務書として関係者に広くご活用頂いてきました。

新訂版では、令和7年4月1日に施行した食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律などに対応したほか、A5判としたことで、さらに使いやすい冊子としております。

農業経営の法人化については、経営サポートを行う拠点として都道府県段階では都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業会議）、JA中央会などが、市町村段階では市町村、農業委員会、JAなどが相談窓口となり各種支援が行われていますが、本書は法人化を志向する農業者だけでなく、現場段階の法人化の指導・相談でも役立つ図書としてご活用いただければ幸いです。

最後に、本書の刊行に当たっては、司法書士の鹿島崇之氏（日本司法書士会連合会農業関係対応委員会委員）、税理士の森剛一氏（（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長）、特定社会保険労務士の入来院重

宏氏（元全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長）をはじめ、関係者の皆様に多大なるご協力をいただきました。ここに誌面を借りて心よりお礼申し上げます。

令和8年6月

全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

# 目次

## 序章 法人化に当たって

- 1 農業経営法人化の推進…………… 10
- 2 個人経営の段階ですべきこと…………… 11
- 3 法人化にあたり検討すべきこと…………… 14

## 第1章 農業法人の概要

- 1 農業法人とは…………… 24
- 2 農地の権利取得…………… 24
- 3 農地所有適格法人…………… 24
- 4 農地の権利取得の例外的取扱い…………… 25
- 5 一般法人の農業参入 一解除条件付貸借で借りて農業一 …… 26
- 6 法人で農業を行う…………… 28
- 7 法人と個人の違い…………… 31
- 8 法人になることによって生ずる義務・負担…………… 36
- 9 法人の形態…………… 37

## 第2章 農地所有適格法人

- 1 農地所有適格法人の要件…………… 46
- 2 農地所有適格法人と農地法…………… 60
- 3 農地所有適格法人数…………… 64

## 第3章 会社法人と組合法人の比較

1 目的	68
2 事業	69
3 出資制か否か	70
4 構成員（出資者）	71
5 出資の履行	72
6 議決権	74
7 役員	74
8 剰余金の処分	75
9 税金	76

## 第4章 法人の設立手続き

### 第1節 株式会社

1 設立の流れ	86
2 定款の作成	90
3 定款の認証	110
4 発起人による株式の引受け・払込み	114
5 設立時取締役等の選任・設立手続きの調査	116
6 設立の登記	119
7 印鑑の提出	128

### 第2節 合同会社

メリット	130
デメリット	132
1 設立の流れ	133
2 定款の作成	136
3 設立時の出資の履行	145
4 設立の登記	145

5	印鑑の提出と印鑑カード交付申請	151
<b>第3節 農事組合法人</b>		
1	設立の手順	152
2	農事組合法人設立事務の概要	152
3	集落営農組織の法人化	156
4	農事組合法人の定款作成	158
5	農事組合法人の設立登記手続き	187

## 第5章 農業法人の税

1	法人税の概要	196
2	農業経営を行う法人の形態と税の取扱い	196
3	法人の所得金額、法人税額の計算	197
4	法人の所得に対する特例	199
5	農地等を譲渡した場合の特例	200
6	農事組合法人の税務	202
7	農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置	204

## 第6章 農業経営に必要な資金

1	必要な資金	210
2	制度資金の活用	212
3	金融機関はどこをみるか	218
4	農林漁業法人等投資育成制度に基づく投資の活用	219

## 第7章 農業法人の労務対策

1	人材の確保	226
2	求人の方法	227

3	採用に当たって	230
4	就業規則	231
5	法人新設に際し必要となる労務関係の手続き	232
6	労務管理と福利厚生	233
7	契約社員について	234
8	外国人材の活用	237

## 第8章 農業法人の社会保険

1	法人なら社会保険の適用事業所に	246
2	健康保険	248
3	年金	249
4	労災保険と特別加入	250
5	雇用保険	252
6	法人新設に際し必要となる社会保険関係の手続き	253
7	小規模企業共済等	254

## 参考資料

第2章—1	(様式) 農地法第3条の規定による許可申請書	258
	2 (様式) 農地所有適格法人報告書	274
	3 (様式) 農地等の利用状況報告書	279
第7章—1	(参考) 農業モデル就業規則と解説	282
	2 (様式) 適用事業報告	304
	3 (様式) 就業規則(変更)届	305
	4 (様式) 意見書	306
第8章—1	(様式) 健康保険・厚生年金保険 新規適用届	307
	2 (様式) 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届等	308

3 (様式)	健康保険 被扶養者(異動)届等	309
4 (様式)	保険関係成立届(継続) (事務処理委託届)等	310
5 (様式)	雇用保険適用事業所設置届	311
6 (様式)	労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書等	313
7 (様式)	雇用保険被保険者資格取得届	314
	農業法人設立・経営相談の窓口(令和7年度)	315

略称	基盤法：農業経営基盤強化促進法
	農振法：農業振興地域の整備に関する法律
	農協法：農業協同組合法
	措法：租税特別措置法
	法 法：法人税法
	法 令：法人税法施行令
	地 法：地方税法
	商登法：商業登記法
	商登規則：商業登記規則
	労基法：労働基準法
	健保法：健康保険法
	厚年法：厚生年金保険法
	労災法：労働者災害補償保険法



# 序 章

## 法人化に当たって

# 1 農業経営法人化の推進

農業経営の法人化が農政上大きく進展を見せたのは、平成4年6月農林水産省が公表した「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」（新政策）です。

「新政策」では、「経営形態の選択肢の拡大の一環として、農業経営の法人化を推進する」として、農業政策として法人化の推進が打ち出されました。

農業経営の法人化は、「経営形態の選択肢の一つ」とされ、「経営の熟度に合わせた法人化」が進められました。

個人経営の段階で、この「経営の熟度」はどのように理解、判断したらよいでしょうか。

一つの目安として、全国認定農業者協議会と（一社）全国農業会議所が認定農業者組織等の支援活動として展開している「農業経営発展過程・経営管理モデル」から考えてみましょう。

ステージ1は、伝統的なイエ（家産と家業）の継承という慣行の中で、生産技術に長けた農業経営であるが、「経営と家計が未分離」の状況です。この段階から一気に法人経営に移行しても、法人としての経営管理を行うことは困難と考えられます。

ステージ2では、「経営と家計の分離の取り組み」が始められた段階です。

農業が女性や若者にとって、魅力ある職業となるためには、イエ（家産と家業）を中心とした経営から、それを構成し支える個人の地位・役割を明確化し、尊重することが重要です。

この段階でも家族従事者に対する給与制の確立、収支計算による農業経営の理解、青色申告決算書等を分析して家族従事者を含めた農業者年金制度、退職金制度の小規模企業共済制度・中小企業退職金共済制度の加入など「労務管理」や「家族関係の近代化」、「個の尊重」に役立てていくことが可能です。

## 2 個人経営の段階ですべきこと

経営発展意欲を有し、法人化を志す経営体は、「ステージ3 ポジション1」段階の経営管理を少しでも実践しましょう。この段階の経営管理ができていれば、経営の熟度は高まっていると言えるでしょう。

## 2 個人経営の段階ですべきこと

ステージ3 ポジション1「経営と家計の分離の発展」段階の経営管理を実現しよう

### 1) 経営理念・経営戦略の構築

個人経営でも、法人経営に遜色のない経営を行うことは可能です。

「経営理念」は、どのような農業経営を目指すのか、経営に対する基本的な考え方、思いです。そして、策定された経営理念を実現するための具体的な過程が「経営戦略」です。

経営戦略は、自己経営の能力、資源などの内的要因を洗い出し、外的要因を分析、評価することから始めます。そして、自己経営の強み、特性を把握して、どれくらいの規模で、どのような農畜産物などをどれくらい、どのように提供していくかを決めていきます。

また、生産、販売、財務、人事・労務など役割分担を決めて、経営主、家族従事者、雇用者が一体となって、経営理念の実現に向けた積極的な取り組みが経営発展につながります。

家族経営協定を締結しようとする時や見直しの時、後継者が就農した時、雇用者を雇う時など何らかのきっかけがある時が策定しやすいでしょう。

### 2) 複式農業簿記記帳・青色申告の取り組み

#### (1) 複式農業簿記記帳のすすめ

大規模な農業経営や、施設園芸や畜産など投資額が大きな経営では、収益（収入）や費用（支出）の記録（記帳）にとどまる損益計算を中心

とした「簡易簿記」では経営管理に必要な財務内容を的確に把握できません。

「複式簿記」は損益計算に加え、農業経営で使用する現金、預金、未収金、土地、建物、機械、果樹・牛馬などの事業資産や借入金、未払金などの負債、農業経営に投資している資本金（元入金）の財政状態や資金繰り等が的確に把握できます。

また、家計とのお金のやり取り等を記録することによって財政上の経営と家計の分離をすることができます。

農業経営の改善、発展のためには「複式簿記」を記帳し、数字による経営把握、分析を行い、経営と家計との分離をすることが基礎的な条件です。

さらに、財務管理を理解することで、法人化に際しての個人経営の資産・負債等の法人への引継ぎや法人化後の経営管理に生かされます。

なお、法人化後の企業会計の一般原則では「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記（複式簿記）の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と決められています。

## （２）青色申告のすすめ

所得税では、自分の所得と税額を自分で計算し納税するという「申告納税制度」をとっており、白色申告と青色申告があります。

また、平成26年から白色申告者も事業（農業）所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う者は、記帳、帳簿・書類等保存制度が設けられています。

青色申告者は原則として正規の簿記（複式簿記）により記帳しますが、簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

「青色申告」は主な特典は以下の通りです。

- ① 青色申告特別控除・・・複式簿記記帳は最高55万円（e-tax申告等は65万円）、簡易簿記記帳は最高10万円
- ② 青色事業専従者給与の必要経費算入・・・青色申告者と生計を一に

## 2 個人経営の段階ですべきこと

する15歳以上の親族で農業に従事している場合（6か月以上）、支払った給与が労務の対価として適正な金額であれば、全額必要経費に算入できます。

### ③ 減価償却費の特例

### ④ 純損失の繰越控除または繰戻しによる還付

農業が魅力ある職業となるためには、家族であっても働いた、経営に寄与した割合に応じた適正な労働報酬を得ることが必要です。

白色申告では、従事者1人について50万円(申告者の配偶者は86万円)の事業従事者控除がありますが、いくら働いても、経営に寄与しても同額で控除されるだけで、給与として受け取った金額は必要経費には算入されません。

青色申告では支払った給与が適正であれば全額必要経費に算入でき(給与制の確立)、節税にもなり、また家族従事者にとってもやりがいと責任感が育ってきます。

個人経営における「個」の確立の面から、また経営管理改善の面から基礎的な条件である「複式農業簿記記帳」と「青色申告」の取り組みをして、「経営と家計の分離を発展」させましょう。

## 3) 労務管理の取り組み

### (1) 就労条件整備による時間の経営と家計の分離

農業経営の労働時間と家庭・生活を楽しむための時間とを区切り、けじめをつけることが大切です。

「労働時間、休憩、休日」などの就労条件を農業経営の特性に合わせて作ります。この就労条件を実行するために、計画的な作業体制、役割分担などによる作業の効率化、農機具類の整然配置・整備などの工夫を生み、作業環境の改善が期待できます。

## (2) 従事者の福祉面や社会保障面の充実

「国民年金」に加え、経営主・家族従事者が加入できる「農業者年金」、経営主が加入できる退職金制度の「小規模企業共済制度」、青色申告であれば家族の青色事業専従者が加入できる退職金制度の「中小企業退職金共済制度」の整備を進めていくことで社会保障面の充実に図ります。

また、家族従事者では充足できない人材の確保及び家族従事者の定期的な休日の確保のためには雇用従事者を確保することが欠かせません。ただし、雇用者の責務として給与制、就業規則、労災保険、退職金制度などの整備を通じて就業ルールを明確化し、労務管理面を逐次改善していくことが大切です。

## (3) 家族経営協定の取り組み

農業は家族従事者と共同経営的に営まれますが、お互いに「個」を尊重し、認め合うことが大切です。

前述してきた様々な取り組みを実行に移すとともに、文書化した「家族経営協定」によって再確認し、また健康診断や家庭生活の取り決めも加えることによって家族関係の好環境を生むことでしょう。

「家族経営協定」はワーク・ライフ・バランス実現の有効な手段となります。

# 3 法人化にあたり検討すべきこと

## 1) 法人化する段階にあるかどうかの判断

家族経営を法人化するには、前述したステージ3 ポジション1段階の①経営理念・経営戦略の構築、②複式農業簿記帳・青色申告の取り組み、③労務管理の取り組み、④家族経営協定の取り組みを経てからが望まれます。

さらに、青色申告決算書からの目安としては、経営主の農業所得と青色専従者給与額を合わせて、法人化後の家計費が満たせるかどうかです。

### 3 法人化にあたり検討すべきこと

家計費が満たせなければ、法人からの借り入れ、もしくは家計（個人）預金の取り崩しによる充足となり、健全な法人経営と家計の姿ではなくなるからです。法人化後のメリット発揮に期待することは注意が必要です。

また、集落営農や第三者複数人が集まる法人化の場合は、収益の分配（報酬の決定）や法人経営の改善、発展において複式簿記記帳による財務諸表を役員が理解できないと経営判断に誤りが生じやすいため、役員になる予定の農業者は、自身の経営で②複式農業簿記記帳・青色申告の取り組みを経ていることが望まれます。

#### 2) 経営理念・経営戦略の策定

法人経営は、組織として経営が展開されます。

したがって、大切なことは、法人としての「経営理念・経営戦略」を策定することです。役員、家族や雇用従事者がその「経営理念・経営戦略」を理解し、それぞれの立場で役割分担し、コミュニケーションを図って、その実現に向けて組織として経営を展開していきます。

#### 3) 法人化することのメリット、デメリットの検討

何を目的に法人化するか、法人化のメリット・デメリットを検討します。

メリットとしては、経営の多角化・規模拡大、法に基づく社会保険適用（厚生年金・労災保険・雇用保険・健康保険）、労務管理の充実、経営継承の多様性、経営主の給与制による節税、社会的信用度の向上などがあります。

デメリットとしては、利益がない場合での地方税負担、社会保険料の法人負担による費用増、倒産の危惧などがあります。

## 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開

### ステージ1 経営と家計の未分離

- ① 会計管理は未実施
- ② 白色申告
- ③ 就業環境は未整備の状態

2019年5月  
全国認定農業者協議会  
全国農業会議所

### ステージ2 経営と家計の分離の取り組み

- ① 収支計算・青色申告の取り組み
- ② 農業者年金の加入など労務管理の初歩の取り組み

### ステージ3

#### ポジション1 経営と家計の分離の発展

- ① 経営理念・経営戦略の構築
- ② 複式農業簿記記帳・青色申告の取り組み
- ③ 労務管理の取り組み  
労働時間、休憩・休日、農業者年金、小規模企業共済、  
中小企業退職金、共済制度等
- ④ 家族経営協定の取り組み  
部門・役割分担、給与制、労務管理、家庭生活等
- ⑤ 雇用の導入  
労務管理面のゆとりの確保と経営発展
- ⑥ 経営支援制度・税制等の活用
- ⑦ 経営分析・診断の取り組み



#### ポジション2 個人経営の発展

- ① 経営理念・経営戦略の再構築
- ② 環境変化に応じた家族経営協定の見直しと実践  
\* 経営継承対策 \* 相続対策  
\* 相続対策 \* 部門・役割分担
- ③ 農業生産工程管理（GAP）の取り組み
- ④ 経営多角化・規模拡大
- ⑤ 経営を担える人材の確保・育成
- ⑥ 経営支援制度・税制等の活用
- ⑦ 地域・社会貢献

全国認定農業者協会行動指針に基づき、農業委員会ネットワーク機構と連携して、「農業経営発展過程・経営管理モデル」応した活動を展開。


認定農業者等が、自己の経営を改善・発展させるための課題に“気づくこと”ができるよう、事務局担当組織等と連携し、研修会を開催するなど、認定農業者組織の活動を推進。

課題認識の基礎となる複式農業簿記帳と青色申告が継続できる環境づくりを推進。


課題を解決するために、関係機関・団体から必要な情報や支援が得られる体制づくりを推進。

\*© 全国認定農業者協会・全国農業会議所

### ポジション3 法人経営への展開

- 
- ① 経営理念・経営戦略の構築
  - ② 経営と家計の完全分離
  - ③ 充実した家族経営協定の実践
    - \* 法に基づく労務管理
    - \* 部門・役割分担の明確化
    - \* 経営継承・相続対策の検討
  - ④ 法人化メリットの発揮
    - \* 経営多角化・規模拡大
    - \* 優秀な人材確保
  - ⑤ 農業生産工程管理（GAP）の取り組み
  - ⑥ 経営支援制度・税制等の活用

### ポジション4 法人経営のさらなる発展

- 
- ① 経営理念・経営戦略の再構築
  - ② 更に充実した家族経営協定の実践
    - \* 経営継承（後継者の確保・育成）対策
    - \* 相続対策
  - ③ 更なる法人化メリットの発揮
    - \* 経営を担える人材の確保・育成
    - \* 経営多角化・規模拡大
  - ④ 経営支援制度・税制等の活用
  - ⑤ 地域・社会貢献

## 農業経営発展のための課題“気づき”チェックリスト

【個人経営用】



経営理念	何のために農業を営み、どのような農業経営を目指すのか、経営に対する基本的な「考え方」、「思い」	構築している。	
		構築していない。	
財務管理	簿記記帳	複式簿記を記帳している。	
		簡易簿記を記帳している。	
		簿記は記帳していない。	
	現金・預金の経営・家計区分 (事業主貸・借勘定の理解)	区分している。	
		区分していない。	
確定申告 (所得税)	白色申告	/	
	青色申告	決算書・確定申告書は 経営主・親族が作成	
	決算書・確定申告書は 税理士に依頼		
確定申告 (消費税)	免税事業者	/	
	課税事業者	申告書は経営主・親族 が作成	
	申告書は税理士に依頼		
	給与制	確立している。	
		確立していない。	
	労働時間・休憩時間	設定している。	
		設定していない。	
	休 日	設定している。	
		設定していない。	

### 3 法人化にあたり検討すべきこと

労務管理	農業者年金	加入できる者は加入している。	
		加入していない。	
	小規模企業共済制度 (経営主の退職金制度)	加入している。	
		加入していない。	
	中小企業退職金共済制度 (家族専従者等の退職金制度)	加入している。	
加入していない。			
労災保険	加入している。		
	加入していない。		
家族経営 協定		締結している。	
		締結していない。	
雇用の導入	給与制の確立、休日・労働時間の明確化、労災保険への加入等、労務条件の整備	十分に整備している。	
		あまり整備できていない。	
経営支援策 税制等	農業者年金保険料国庫補助・低利融資・農業経営基盤強化準備金・収入保険等	活用している。	
		あまり活用していない。	
GAPの 取り組み		取り組んでいる。	
		取り組んでいない。	
経営継承の 取り組み	後継者の確保育成、第3者継承の検討、経営継承税制等の理解等	準備している。	
		準備していない。	
経営の 法人化		検討している。	
		検討していない。	

© 2019 全国認定農業者協議会／都道府県農業会議・全国農業会議所

## 農業経営発展のための課題“気づき”チェックリスト

【法人経営用】



経営理念	会社は何のために存在し、どのような農業経営を目指すのか、経営に対する基本的な「考え方」、「思い」	構築している。	
		構築していない。	
確定申告 (法人税)	財務諸表・申告書の作成	役職員が作成している。	
		税理士に依頼している。	
確定申告 (消費税)	申告書の作成	役員が作成している。	
		税理士に依頼している。	
労務管理	労働時間・休憩時間	設定している。	
		設定していない。	
	休日	設定している。	
		設定していない。	
	社会保険・労働保険	完備している。	
完備できていない。			
小規模企業共済制度 (経営者の退職金制度)	加入している。		
	加入していない。		
中小企業退職金共済制度 (従事者等の退職金制度)	加入している。		
	加入していない。		
家族経営 協定		締結している。	
		締結していない。	
部門・役割 分担		明確化している。	
		明確化していない。	
雇用の導入	休日・労働時間の明確化、社会保険への加入等、労務条件の整備	十分に整備している。	
		あまり整備できていない。	

### 3 法人化にあたり検討すべきこと

経営支援税制等	低利融資・農業経営基盤強化準備金・収入保険等	活用している。	
		活用していない。	
経営多角化の取り組み	六次産業化等の取り組み等	取り組んでいる。	
		取り組んでいない。	
GAPの取り組み		取り組んでいる。	
		JGAP 認証を取得済みである。	
		GGAP 認証を取得済みである。	
経営継承の取り組み	後継者の確保育成、第三者継承の検討、経営継承税制等の理解等	準備している。	
		準備していない。	

© 2019 全国認定農業者協議会／都道府県農業会議・全国農業会議所

## 農業法人の設立 新訂版

---

平成11年2月 初版  
平成13年9月 改訂版  
平成16年6月 3訂版  
平成24年8月 新訂  
平成27年7月 改訂  
平成28年8月 改訂2版  
令和5年3月 3訂  
令和8年6月 新訂版

定価 2,750円 (本体2,500円)

送料実費

発行 全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル内

電話 03 (6910) 1131 FAX 03 (3261) 5134

全国農業図書コード R08-08

---

落丁、乱丁はお取り替えいたします

# 全国農業図書のご案内

## Q & A 農業法人化マニュアル 新訂版

R08-09 A5判 209頁 1,210円

法人化の目的やメリット、設立の仕方、法人化に伴う税制や労務管理上の留意点などの疑問に一問一答形式で答える手引書。



## 複式農業簿記テキスト 新訂版 ~「わかる」から「できる」へ

R07-28 B5判 161頁 1,705円

記帳のイロハから実務まで網羅した手引書として、初心者や実務経験者の心強い味方になる一冊。



## 3訂 農家の所得税 一問一答集

R04-21 B5判 363頁 2,860円

所得税を中心に相続税や贈与税、消費税などを一問一答形式で解説。著者は元国税庁の税理士・小田満氏、前山静夫氏。



## 令和7年度版 農業の税制 ~農家のための なんでもわかる~

R07-22 A5判 177頁 1,540円

所得・法人税、相続・贈与税、消費税など農業者に関係の深い19の税金のあらましと特例措置など最新の税制を網羅。



## 3訂 農業の労務管理と労働・社会保険 百問百答

R04-22 A5判 322頁 1,650円

採用から退職に至る労務管理全般と社会保険を一問一答形式で解説。著者は特定社会保険労務士の入来院重宏氏。





9784911049846



1922061025008

ISBN978-4-911049-84-6

C2061 ¥2,500E

定価2,750円 (本体2,500円+税10%)

全国 農業 図書